



松本国際高等学校
通信制課程
学習のしおり

作成者：教務主任

作成日時：令和 7 年 2 月 7 日

最終更新日：令和 7 年 4 月 3 日

【目次】

1 通信制高校生として(生徒心得)	3
2 単位の認定.....	8
3 卒業認定基準・次年度登録・在籍期間.....	9
4 面接指導(スクーリング)	11
5 非常変災時における面接指導の取扱い	12
6 出席時数の免除について	13
7 メディア視聴について	15
8 添削課題(レポート)	16
9 単位認定試験	17
10 進路の流れ	21
11 保健対応について	23

通信制高校生として(生徒心得)

生徒の年齢、職業、生活環境は多種多様であるが、面接指導等実施施設の内外を問わず、常に高校生としての自覚を持って、快適な学習生活を送れるよう心がけること。特に登下校時は、他の生徒に迷惑をかけたり、面接指導等実施施設の秩序を乱したりすることのないよう、つぎに定める生徒心得を守らなければならない。

- 1 「学生証」は常に携帯する。
- 2 通学にはできるだけ公共の交通機関を利用する。(免許を所持しているものは運転をして登下校しない)
- 3 喫煙については、面接指導等実施施設敷地内全面禁止。二十歳以上の人が校外で喫煙する場合は、ルール、マナーを守る。
- 4 服装については、原則学びの場にふさわしい服装を心がける。
- 5 部外者を面接指導等実施施設に招き入れない。付き添い等が必要な場合は、必ず許可を得る。
- 6 空き時間は、自習室で学習に取り組む。廊下を歩き回るなど、授業の妨げとなる行為はしない。
- 7 レポート・試験については、注意事項をよく理解し、不正行為は絶対にしない。
- 8 時間割は各自で確認し、遅刻しない。
- 9 許可なく面接指導等実施施設の備品等を使用しない。また、充電も行わない。
- 10 教室や設備は、汚したり破損したりすることがないように大切に扱う。破損・汚した場合は、速やかに担任に届け出る。
- 11 校内で許可なく、文書の配布やビラ貼り、校外の活動への勧誘などを行わない。
- 12 事件や事故、勧誘などの被害にあった場合は、速やかに教職員に連絡する。
- 13 昼食はできる限り弁当等を持参し、面接指導等実施施設外に買いに出ることは原則避ける。
- 14 ゴミは、指定されたゴミ箱に分別して始末する。使用施設により、持ち帰りの指示があった場合は、必ずゴミは持ち帰る。
- 15 健康管理は、各自の家庭で十分な気配りをする。学校で対応が必要な場合は、担任か養護教諭(保健担当の先生)に申し出る。なお、1年に一度、健康診断を受診すること。
- 16 学校の内外を問わず、常に礼儀正しい行動をとる。
- 17 成人、未成年にかかわらず高校生として相応しい行動をとる。

健康診断について

学校保健安全法第13条第1項に定められている通り、毎年6月30日までに健康診断を受診する必要があります。

健康診断票

- ①内科(最寄りの医療機関にて受診)
- ②歯科(最寄りの医療機関にて受診)

※前籍校にて当該年度の健康診断を受診している場合は、その年度については受診の必要はありません。

※提出期限以降に未提出の場合は、スクーリングの参加が行えません。

特別指導について

次に挙げる禁止行為が発覚した場合、問題行動として特別指導を行う。保護者・保証人の同席を求める場合や、授業・試験が受けられなくなる場合もある。事態が深刻である場合は、退学処分となる場合もある。

禁止行為

- 1 面接指導等実施施設敷地内の喫煙・飲酒
- 2 二十歳未満の生徒の喫煙・飲酒
- 3 暴言・暴力, いじめ
- 4 レポートや試験における不正行為
- 5 犯罪行為や虞犯行為(将来犯罪に発展する恐れのある行為), 法規に触れる行為
- 6 その他, 学校の秩序を乱す行為

特別指導

問題行動の内容によって, 「注意」「自宅謹慎」「保護者の付き添い」等の特別指導を行う。

生徒指導規定

本校の生徒指導規程(決まり)を守れなかった生徒への指導の内容)です。以下は事例です。

件 名
喫 煙
飲 酒(酒酔い)
暴力行為
恐 喝
暴 言
窃 盗
中傷・いじめに類するもの
器物破損
暴走行為
薬物乱用
不正行為
レポート作成強要
授業妨害
部外者呼び入れ
校外の事件・事故
その他面接指導等実施施設の秩序を乱す行為

※何度も繰り返し、反省や改善の余地が見られない場合は退学処分とする。

このほかにも、他者への悪意ある行為が認められた場合は厳粛に対処する。

事件性のあるものについては警察の案件として処理する。

いじめ防止基本方針

1 基本理念

本基本方針では、いじめの定義(法第2条)及びいじめ防止に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

(1)いじめの定義 「いじめ」とは、ある生徒に対して、一定の関係にある他の生徒が行う継続的な心理的又は物理的な悪影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめ防止に関する基本的な考え方

- ① いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習・その他の活動に取り組むことができるよう、面接指導等実施施設の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置し、又は隠蔽することがないよう、アンケートの結果を公表するなどして、いじめ問題に関する理解を深める。
- ③ いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、安心して事実が話せるよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ④ いじめ加害者への指導は、隠蔽や虚偽の説明がないよう、慎重に事情を聞き取り、面接指導等実施施設内の特別指導以外にその背景を考慮し、道徳教育・教育相談的な指導を行い、いじめの再発防止に努める。

2 校内防止対策組織

松本国際高等学校通信制課程におけるいじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織の構成を次のとおりとする。何かあれば以下の職員に相談できます。

(1) 全構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、施設長、担任、養護教諭、スクールカウンセラー 必要に応じて、警察、学校医等とする。

(2)職員研修会の実施

職員は研修に参加し、いじめ問題に対する見識を深め、正しい対応を行えるよう心掛ける。

3 早期発見の取組

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、保護者等と連携しながら、生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

(1) いじめの状況把握

- ① アンケート調査を実施する。
- ② 個別面談等を活用し、保護者といじめに関する情報交換を行い、いじめの状況把握に努める。
- ③ 巡回指導をととして、注意深く生徒の観察を行う。

(2) 保護者との連携

- ① いじめ発見のヒントとなる子どもの変化等について 保護者に周知する。
- ② 変化に気づいた場合は速やかに学校に相談するよう周知する。

(3) 相談・通報窓口

- ① いじめに関する相談・通報窓口は副校長又は教頭とし、校務システムや掲示等によって窓口の周知徹底を図る。
- ② いじめを受けている、もしくはいじめと思われる現場を目撃したという場合は、どんな些細なことであっても遠慮せず相談するよう、校務システム等を通じて生徒に周知する。

単位の認定

1 本校において履修する科目の単位

下記のすべての要件を満たすと、当該科目及び総合的な探究の時間について所定の単位の修得が認定される。

<各科目>

- (1) 所定の添削課題(レポート)をすべて提出し、合格していること。
- (2) 面接指導(スクーリング)に所定の時間数以上出席していること。
出席時数免除については、「メディア視聴について」参照
- (3) 単位認定試験を受験し、合格していること。

<総合的な探究の時間>

- (1) 所定の添削課題(レポート)を提出し、合格していること。
- (2) 面接指導(スクーリング)に所定の時間数以上出席していること。
※「総合的な探究の時間」の出席時数は免除の対象とならない

上記項目はすべて履修期間内に満たすこと。(期間を過ぎた場合のくりこしは不可)

2 高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)合格科目の単位

高卒認定試験で合格点を得た試験科目がある場合、申出により、その対応する科目の単位を認定する。

<注意>

- (1) 単位を認定する科目及び単位数の上限は、別表(教育課程表)にあるとおり。本校又は前在籍校で単位修得済みであっても、その修得済み単位数が対応表の上限未満であれば、上限単位数との差を、高卒認定試験合格にともない認定する。
- (2) 本来卒業までに修得すべき教育課程上の科目の代替として認定をするもので、増加単位とは趣旨が異なる。認定については制限が加えられることもある。(担任に相談すること。)
- (3) 「科目合格証明書」又は「科目合格成績証明書」を添付して、担任に提出する。(ただし、前期は「科目合格通知書」の写しを添付することで申請できる。「科目合格証明書」又は「科目合格成績証明書」は後日担任に提出する。)
- (4) 申請の締切は、9月末日(休業日の場合は翌日)、後期は1月末日の年2回とする。
- (5) 本校での単位認定を目的とする場合は、出願時の受験科目の免除申請は不要である。
(単位の履修・修得状況によっては受験科目に制限が生じる場合がある。)

※ 以上 2、3、4による単位認定は合計 36 単位までとする。

卒業認定基準

卒業は、以下の要件を満たし、校長が適当と認めた生徒に対し認定される。

- 1 必履修科目及び総合的な探究の時間をすべて履修し、74 単位以上修得していること。ただし、転・編入生徒については、本校で 10 単位以上履修・修得していなければならない。
- 2 高等学校に 3 年以上在籍していること。
- 3 特別活動に 30 時間以上出席していること。

＜必履修教科・科目等＞

令和4年度以降入学生(転・編入学を含む)

「現代の国語(2)」 「言語文化(2)」 「地理総合(2)」 「歴史総合(2)」 「公共(2)」 「数学Ⅰ(3)」 「科学と人間生活(2)・物理基礎(2)・化学基礎(2)・生物基礎(2)・地学基礎(2)」の中から科学と人間生活(2)を含む 2 科目または基礎を付した科目を 3 科目 「保健(2)」 「体育(7)~(8)」 「音楽Ⅰ(2)・美術Ⅰ(2)・書道Ⅰ(2)」の中から 1 科目 「英語コミュニケーションⅠ(3)」 「家庭基礎(2)」 「情報Ⅰ(2)」 「総合的な探究の時間(3)~(4)」

平成 25 年度以降入学生(転・編入学を含む)

「国語総合(4)」 「世界史 B(4)」 「現代社会(2)または倫理(2)及び政治経済(2)」 「数学Ⅰ(3)」 「科学と人間生活(2)・物理基礎(2)・化学基礎(2)・生物基礎(2)・地学基礎(2)」の中から科学と人間生活(2)を含む 2 科目または基礎を付した科目を 3 科目 「保健(2)」 「体育(7)~(8)」 「音楽Ⅰ(2)・美術Ⅰ(2)・書道Ⅰ(2)」の中から 1 科目 「コミュニケーション英語Ⅰ(3)」 「家庭基礎(2)」 「社会と情報(2)」 「総合的な学習(探究)の時間(3)~(4)」

※ 以上は、本校の開設講座に基づく必履修教科・科目等であり()の数字は標準単位数である。

※ 転・編入学生生徒については、必履修教科・科目を前在籍高校で履修している場合がある。入学に当たって確認をしているので、詳細は担任に質問すること。

次年度の履修科目等の登録

次年度の学習計画書の作成は、2月中旬～下旬（詳細は行事予定表を参照）に実施する。本校での学習継続のために必要なので、3月上旬の確認期間に必ず確認すること。

秋季卒業生に対しては学習計画を8月中旬～下旬に実施する。

学費納入（納金）は、5月上旬又は6月上旬に実施する。必要書類及び詳細については、施設によっては学習計画書を作成して生徒に対して配布する。この時に、登録された履修科目に間違いがないか最終確認し、間違いがあった場合はこの時点で申し出ること。これ以降の変更はできない。

※ 登録手続（納金）をしなかった場合は、前期末（9月末）で退学となるので上記については必ず行うこと。

在籍期間

学校に在学できる期間は、入学後（編入学及び転入学を含む）8年までとする。この期間中に卒業に至らなかった生徒は、当該期間の末日をもって退学とする。

退学になった生徒が、再度入学を希望する場合、退学となった年度の翌年度以後の編入学選抜の受検を許可する。ただし、修得単位のないときは、入学者選抜検査の受検とする。

面接指導(スクーリング)

- 1 登校して授業を受けることをスクーリング(面接指導)と呼ぶ。
- 2 スクーリング時には、学生証またはシステム登録後の携帯電話(スマートフォン等)を持参する。
- 3 スクーリングは通常スクーリングと、集中スクーリングがある。
- 4 同一回のスクーリングの同じ科目に複数回出て出席は1回にしかない。
(例:歴史総合の①回のスクーリングに参加し、次回以降①回のスクーリングに参加してもスクーリングの認定はできない。)
- 5 授業時間割を必ず確認し、指示された教室で授業を受ける。
- 6 通信教育実施計画(シラバス)を見て、予習や授業の準備をしっかりと出席する。教科書・レポート・筆記用具は必ず持参する。
- 7 空き時間は自習室を利用すること。授業の妨げになることをしてはならない。
- 8 通常スクーリングでの清掃活動は協力して行うこと。(授業後、自分の消しゴムのカス等をゴミ箱へ捨てる)
- 9 感染症にかかった場合は完治するまで登校は停止とする。
- 10 学期の当初から計画的に学習を進めることで、体調不良等による思わぬ事態に備えること。
- 11 毎回のスクーリング時に示される「スクーリング連絡事項」(本校ホームページでも閲覧できる)などには必ず目を通し、重要な連絡・情報に遺漏がないようにする。
- 12 スクーリングに出席した記録をしっかりと残すこと。

非常変災時における面接指導の取扱い

- 1 次のいずれかに該当する場合は、臨時休業とする。なお、当該臨時休業となったときの面接指導については、生徒の申請により出席の扱いとすることができる。
 - (1) ストライキ又は非常変災等によって、午前 9 時の時点で不通のとき。
 - (2) その他、校長が必要と認めたとき。
- 2 ストライキ及び非常変災時に生徒は次のように判断する。
 - (1) 登校のため自宅を出る時点で、不通のときは自宅待機とする。
 - (2) 引き続き午前 9 時の時点になっても、不通のときは、臨時休業とする。
 - (3) 午前 9 時までには、運行したときは、登校する。
- 3 臨時休業にならなかった場合でも、次のいずれかに該当するときは、出席できなかった面接指導について、生徒の申請により出席の扱いとすることができる。
 - (1) 生徒が通学に当たり通常利用している公共交通機関が、ストライキ又は非常変災等によって不通のとき。
 - (2) 非常変災等により、生徒の通学に危険が生じると判断されるとき。

例 通学経路の地域に「大雨・暴風・洪水・大雪」のいずれかの警報が発令され、天候回復の見込みがない場合など。

<この場合の注意>

 - ① 通学経路に危険があると判断される場合は、自宅で待機する。

通学経路が安全であると市町村などから公表された時点で、面接指導時間に間に合うようであれば、登校を開始する。
 - ② 面接指導等実施施設への電話による問い合わせは、他の緊急の連絡に支障をきたす恐れがあるので、行わないこと。
 - ③ 出席できなかった面接指導の出席記録については、職員会議で扱いを決定し、後日、担任を通じて連絡する。

※発災時の具体的な対応については教職員へお尋ねください。
 - (3) その他、校長が必要と認めたとき。

電車等の故障等による遅延の場合の面接指導の取扱い

電車等の遅延により面接指導に出席できず、かつ出席時数が不足してしまう場合には、遅延証明書と課題の提出により、出席扱いとすることができる。(遅延証明書は当日の提出のみ有効。課題の提出は定められた期限を過ぎた場合は無効。)

出席時数の免除について

単位修得に必要な出席時数は、スクーリングへの出席で満たすことが原則であるが、下の2つの方法によりスクーリングの出席時数を免除することができる。ただし、出席時数の免除は、下の2つの方法を合わせて必要出席時数の8/10を超えることはできない。また、必要出席時数が1時間の科目の免除はできない。

1 学習支援活動

生徒の学習の深化・単位修得に有効な活動を行うため「学習支援活動」を実施する場合もある。実施期間は、原則として長期休業中とする。詳細は、各施設の実状に合わせて案内・説明する。活動内容は、以下の内容を念頭に各教科で計画する。

- ・ スクーリングでは扱えない実験・実習・実技・体験学習、又はより高度な内容
- ・ 参加することで、単位修得への見通しが開かれるような内容

※この活動に参加したとしてもスクーリングの対象とはならない

2 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

多様なメディアを利用した学習については、科目の全てがメディア等で視聴された場合に6割の面接指導時間の減免を受けることができる。

8割減免は、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」等で、本校において審査し、認定された場合のみとする。審査に必要な資料は以下の通りである。

①「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」

診断書：医師が発行する文書で、患者の病状、治療の必要性、療養期間などが記載されているもの。

入院証明書：病院から発行される文書で、入院期間や治療内容、病院名などが記載されているもの。

自宅療養証明書：自宅での療養が必要な場合に医師が発行する証明書で、自宅療養の必要性と期間が記載されているもの。

②「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」

医師の診断書：心理的な健康問題がある等の内容が含まれている、医師や精神科医からの診断書。

カウンセラーの報告書：スクールカウンセラーや心理士による面談結果や観察記録により、具体的な状況や支援の必要性が明確にされているもの。

保護者からの申告：家庭での状況や生徒の行動変化などが記載されている等、保護者からの状況説明や報告書。

通信教育連携協力施設での調査結果：いじめの実態や人間関係の問題に関する情報が含まれる、通信連携協力施設が独自に行った調査や教員からの報告書。

- ③「正社員として仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」

勤務証明書：勤務時間や勤務状況を明示するなど、特定の時間に従事していたことを証明できる職場から発行される証明書。

海外居住証明書：海外に長期滞在していることを証明する文書。例えば、現地の役所が発行する居住証明書や、ビザ・パスポートの出入国スタンプのコピーなどが該当。

渡航記録：パスポートの出入国スタンプや航空券の控えなど、実際の渡航履歴を示す書類。

- ・ 利用可能なメディアは、東京書籍のインターネット講座である。
- ・ 教科担当からの指定がない場合には「放送視聴票」を使用すること。
- ・ 視聴票の内容や量が不十分な場合は、出席時数の免除が認められないこともある。

視聴時間の面接指導への換算

科目の全ての視聴で必要な視聴票を提出 原則として視聴課題はすべて視聴すること

提出締切日

11月30日(期限厳守、消印有効)※9月卒課程の生徒は8月1日までに提出。

※詳しくは「メディア視聴マニュアル」を参照すること。

メディア視聴について

1. 【メディア視聴の概要】

生徒が面接指導を十分に受けることが困難であることが認められる場合、面接指導の代わりに多様なメディアでの学習で代替することが認められます。
ただし、代替できるのは10分の6までとなります。すべての生徒が利用できるものではありません。

更に、入院など一層の学習困難な状況が認められる場合は、10分の8まで減免を認められる場合があります。ただし、これは原則利用できるものではありません。

2. 【減免のための条件】

松本国際高等学校通信制課程においては、東京書籍のインターネット講座を使用します。

インターネット講座は、視聴割合が100%になったら免除が認められます。

100%視聴したかどうかは、学校の方で把握できます。

東京書籍のインターネット講座では、確認テスト(視聴票)があります。

各確認テストが6割を超えることも免除を認める条件の1つとなります。

3. 【メディア視聴の流れについて】

- ①面接指導に十分に参加することが困難であると判断した場合には、メディア視聴申請書を学校に提出する。
- ②申請書提出後、職員が面接指導に参加することが困難であると判断した場合、生徒に視聴するための番号が書かれた書類を渡す。
- ③生徒は上記の条件を達成することを目標とし、学習に励む。
- ④100%の視聴と、確認テスト(視聴票)6割以上合格が確認されたら60%減免(又は80%減免)となります。

※要注意

減免は各科目の6割(8割)までとなっております。

どの科目でも面接指導を受ける必要があります。

添削課題(レポート)

通信制の学習の中核は、自学自習である。その成果を添削課題(レポート)にまとめ、学校に提出して教科担任の添削指導を受ける。代筆やコピーなど、不正なレポートを提出した場合には、当該科目の受験や当該科目の単位を認定しないこともある。

以下は添削課題に関する注意事項である。疑問点は、学級担任や教科担任に質問すること。卒業は、以下の要件を満たし、校長が適当と認めた生徒に対し認定される。

1. レポートの書き方については、各教科担任の指示に従うこと。
2. 科目ごとに提出すべき回数、提出期限が異なるので、添削課題提出締切日一覧表を確認すること。提出期日を守る事
3. 提出締切日は当日の消印有効とする。面接指導等実施施設に提出する場合は午後4時45分までとする。
4. 各科目の最終締切日が守られなかった場合、当該科目の受験許可はされない。
5. レポートは学習の順序に従って科目ごとに原則一通ずつ提出する。状況によって、複数枚を同時に提出することも認められる。
6. レポート提出は、間違いのないように提出する。提出の際は「レポート提出カード」と併せて提出すること。
7. 提出締切日後または投函後 1 か月を経過しても返却されない場合は、学校に届いていない可能性もあるので、確認のため学校に問い合わせることも認められる。なお、原因が郵便事故であっても、通常は再度レポートを提出してもらう。試験直前の申し出には対応できないので、早めに問い合わせること。
8. レポートが返却されたら、すみやかに評価を確認すること。もし、内容の理解が基準に達しておらず、再提出とされた場合には再度やり直し、すみやかに提出すること。
9. 合格し返却されたレポートは、大切に保管すること。友達や知り合いに合格したレポートを見せたり、写させたりしないこと。もし、こうした事態が発覚した場合には上記記載の通り単位は不認定とする。

単位認定試験

1 受験資格

- (1) 履修期間の最終回の添削課題(レポート)の提出期限までに, 所定の回数の添削課題(レポート)を提出したこと。
- (2) 履修期間内に規定のスクーリング時間数出席していること。

2 合格・不合格の判定基準

30 点以上は合格, 30 点未満は不合格とする。

3 試験の種類

(1) 定期試験

受験資格を満たし, 受験許可された場合に受ける試験。年に 1 回行う。

(2) 補講及び課題提出

不合格となった試験を元にした補講授業に参加し, 補講課題を提出する。

※ 課題を提出することで, 30 点として扱う。

(3) 追試験

正規の日程の定期試験を, 受験できない場合の試験。

例) 当日入院していた場合、感染症に罹患していた場合等事情が認められる場合

4 受験上の注意

- (1) 筆記用具以外は机上に置かない。
- (2) レポート・教科書等はカバン等に入れ, 試験中見えないようにすること。
- (3) 定期試験は, 試験の諸注意・確認等を含め 50 分間とし(解答時間は 45 分間), 監督の指示があるまで退室できない。
- (4) 試験中の物品の貸借は認めない。
- (5) 携帯電話や音の鳴るものは, 電源を切り鞆に入れること。試験中触ることは厳禁
- (6) イヤホンやヘッドホンなどは外すこと。
- (7) 不正行為が発覚した場合, すべてのテストは 0 点扱いとなる。

定期試験

1 対象者

定期試験の受験を許可された生徒受験資格

2 実施日 詳細は各施設にお問い合わせください。以下は一例である。

	9 月卒課程	3 月卒課程
試験期日	8 月 25 日 ～ 8 月 29 日	12 月 17 日 ～ 1 月 21 日

3 時程 以下一例である。詳細は各施設にお問い合わせください。

1限	8:45 ～ 9:35
2限	9:45 ～ 10:35
3限	10:45 ～ 11:35
4限	11:45 ～ 12:35
昼休み	12:35 ～ 13:15
5限	13:20 ～ 14:10
6限	14:20 ～ 15:10
7 限	15:20 ～ 16:10

4 試験会場

所属面接指導等実施施設

5 時間割

定期試験の時間割は別途発表、指定された時限に受験すること。

(1時間に1科目しか受験できないので、注意すること。)

以下一例である。

1 日目	時限	1	2
	1	現代の国語	書道 I
	2	言語文化	英語コミュニケーション I
	3	歴史総合	家庭基礎
	4	地理総合	情報 I
	5	数学 I	保健 I
	6	科学と人間生活	生物基礎
	7	体育 I	化学基礎

2 日 目	1	論理国語	体育Ⅱ
	2	地理探究	体育Ⅲ
	3	日本史探究	政治経済
	4	世界史探究	文学国語
	5	倫理	論理表現Ⅰ
	6	英語コミュニケーションⅡ	論理表現Ⅱ
	7	数学入門	英語入門A

6 試験結果

- (1) 試験結果については、システムに入力後確認可能。試験から 1 週間～2 週間程度でシステムにて見られるようにする。
- (2) 再試験、未受験者試験もしくは特別追試験の対象となった生徒は、日程・注意事項等を確認のうえ、受験すること。

補講及び課題

1 対象者

定期試験を受験して、不合格だった生徒

2 実施日

以下一例である。詳細は各施設にお問い合わせください。

	9 月卒課程	3 月卒課程
再試予定	9 月 1 日 ～ 9 月 3 日	1 月 22 日 ～ 1 月 30 日

3 時程

定期試験に準じる。

4 補講及び課題提出

不合格となった試験を元にした補講授業に参加し、補講課題を提出する。

※課題を提出することで、30 点として扱う。

追試験

1 対象者

試験当日、公共交通機関の遅延・途絶が原因で受験できなかった生徒

事由	必要書類
本人の病気、怪我	医師の診断書 ※試験当日安静が必要である旨の記載が必要。 学校感染症の場合は、事前の届け出による。
親族(2 親等内)死亡 ※適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を 1 日目とした 7 日以内 ・死亡前日を 1 日目として遡った 3 日以内	死亡診断書、会葬案内等
就職試験	企業が発行する就職試験受験証明書
大学等入学試験	当該大学等が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
交通機関の事故、不通	交通機関の延着証明書

2 実施日 以下一例である。詳細は各施設にお問い合わせください。

	9 月卒課程	3 月卒課程
追試予定	9 月 1 日 ～ 9 月 3 日	1 月 22 日 ～ 1 月 30 日

3 時程

定期試験に準じる。

4 追試験の課題

本試験と別の課題が出題されるが、試験方法・設問の意図や問われている本質は本試験と変わらない。

5 試験結果

試験結果については、科目担当が採点を随時実施し、随時通知する。

進路の流れ

1. 【進路活動開始の基準】

進路活動を開始する基準は以下のとおりです。

- ① 3 年次生以上である。(74 単位修得見込みの者)
- ② 進路活動開始を希望する生徒は各施設の進路指導担当と面談をし、誓約書を書きます。
- ③ 調査書は 1・2 年の成績で作成されます。

2. 【調査書】

調査書は実施校で作成します。

なお、作成には時間を要するため 1 か月程度余裕を持って依頼してください。

3. 【誓約反故】

学校長推薦や就職の決定後、生徒がその進路先に進むことを拒否した場合は、誓約反故として 今後の進路活動の一切を学校は関知しないことになります。

4. 【進路の流れ 進学編】

進学を希望する場合の流れは次のようになります。指定校推薦・学校長推薦を申し込む場合は別途その旨を担当または進路指導担当に相談してください。

①進学希望の学校のオープンキャンパスに行く又はパンフレットを取り寄せる。

↓

②生徒は進路の意志が固まったら、進路担当と面談をし、誓約書を書く。

↓ ※保護者同伴

③進学に必要な情報を生徒が把握し、教職員に情報共有する。

↓ ※提出書類は不備の無いようにしよう。

④出願期間前(2 週間前程度)には必要な書類が手元にそろえるようにする。

↓ ※調査書などは作成に時間がかかるため、

↓ 出願 1 か月前には受験承諾願を出すこと。

↓ 翌日や翌週の作成依頼は本校での対応が

↓ 不可能な場合があります。

⑤当日まで努力を重ね、本番に臨む

※面接練習などは各施設で担任または進路指導担当に申し込んでください。

◆不合格の場合は再度進路について検討し、担当者と協議してください。

◆共通テストの場合、出願者は進路担当に申し出ましょう。

5. 【進路の流れ 就職】

就職の流れは以下の通りです。

※以下は学校を通した活動です。個人で行う場合は自己責任で行いましょう。

①就職希望業種について調べる。

↓

②生徒は進路の意志が固まったら、進路担当と面談をし、誓約書を書く。

↓ ※保護者同伴

③生徒は7月1日にハローワークから届く「高卒求人」から気になる求人を探す。

↓

④見学希望先の求人を進路担当に伝え、職場見学申請書に記入する。

↓

⑤進路担当者は先方に連絡をし、職場見学をお願いする。

↓ ※個人で勝手に連絡を取らないこと

⑥進路担当から職場見学の日程を伝えられる。

↓ ※服装などは先方から指定が無ければ、

↓ スーツ又は準じた服装にしましょう。

⑦職場見学後、教員に報告をする。

↓

⑧8月中旬頃までに就職希望先・調査書作成依頼を提出する。

↓ ※初申し込みの場合1社のみです。

⑨進路担当者が就職希望先に連絡をします。

↓ ※個人で勝手に連絡を取らないこと

⑩調査書・履歴書を8月下旬にはそろえましょう。

↓ ※急な調査書の作成依頼は対応できない

↓ 場合があります。1か月ほど余裕を見て

↓ ください。

⑪生徒は面接練習を申し込み、本番に備える

↓ ※面接練習などは各施設で申し込む。

⑫試験本番

↓

⑬受験報告書を作成・提出する。

↓

⑭合格したら御礼状を作成し、就職先へ提出する。

◆不合格となった場合は、③に戻ります。

◆ハローワークに無い求人は個人での就職活動となります。

◆原則会社を訪ねる際は、高校生として礼儀ある身なりを準備しましょう。

保健対応について

①軽度の怪我、具合が悪い状態を生徒が訴えてきた場合

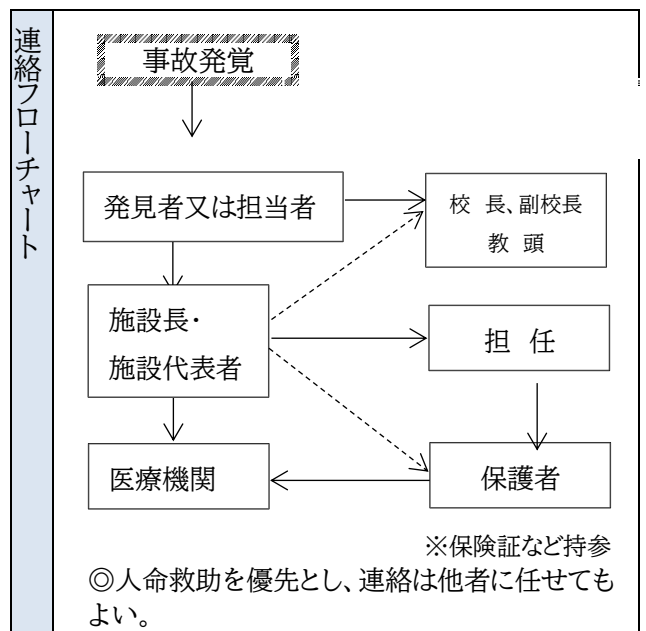
- ・原則生徒自身で帰宅する。怪我の場合、施設にある救急箱を使用する。
- ・自力で帰宅が困難な場合、保護者に連絡し、迎えに来てもらう。
- ・即座の帰宅ができない場合、保健室や落ち着ける場所(保健スペース)へ移動を促し、休む。

②重度の怪我、命に係わると判断した場合

- ・救急車の要請を行い、施設長・教員に連絡する。
- ・周囲の安全確保を行い、連絡者と一時救命措置を行うものに分かれ、命を守ることを第一に動く。

救急車の要請

119番への電話	
救急車要請基準(発見者が直ちに通報する)	
・心停止、呼吸停止の状態 ・意識障害がある状態 ・ショック症状(蒼白・脱力感・脈異常・冷汗・あくび等) ・けいれんが持続する状態 ・激痛が持続する状態 ・多量の出血や骨の変形を伴う状態 ・大きな開放創をもつ状態 ・広範囲に火傷を受けた状態 等	
救急車への通報事項	
①目的地	松本国際高校
②だれが(例)	氏名 ○○○○ 男子 ○歳(○年生)
③どこで(例)	廊下で
④どこを(例)	頭を強く打って
⑤どうした(例)	意識がない
⑥いつごろ(例)	何時何分ごろ
⑦通報者名	自身の名前を
⑧その他現状を伝え、質問に答える。	



④ 一次救命処置

